

## 「令和4年度(2022年度)山口県食品衛生監視指導計画(案)」に対し、 提出された意見とそれに対する県の考え方について

- 1 意見募集期間 令和4年2月24日（木）から令和4年3月23日（水）まで
- 2 意見の件数 2人 29件
- 3 意見の内容と県の考え方

### 【山口県食品衛生監視指導計画に関するもの】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>【第2 監視指導に関する基本的事項】</p> <p>「山口県内（下関市を除く。）」との記述があります。</p> <p>なぜ下関市が除かれているのか、下関市は山口県管轄でないのか、明示が必要と考えます。</p> <p>上記内容追記の「計画（案）」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>本計画は食品衛生法第24条の規定に基づき、都道府県知事や保健所を設置する市（下関市）の市長等が定めなければならないとされているものです。</p> <p>根拠法については、「第1 策定の趣旨」に記載しています。</p>
2	<p>【第2 監視指導に関する基本的事項】</p> <p>令和3年度（2021年度）計画と比較したところ、「1 監視指導計画の対象」から「（4）と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づくと畜場、と畜場設置者及び関連施設」と「（5）食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づく食鳥処理場、食鳥処理場設置者及び関連施設」が削除されています。</p> <p>変更箇所・変更理由を「計画（案）」に明示願います。</p> <p>変更箇所・変更理由明示の上で再度意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>御指摘の記載については、「（2）と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づくと畜場、と畜場設置者及び関連施設」、「（3）食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づく食鳥処理場、食鳥処理場設置者及び関連施設」としていきます。</p> <p>なお、令和3年度（2021年度）計画の「（2）食品衛生法施行細則（昭和48年山口県規則第10号）に基づく営業開始届出施設、営業者及び関連施設」と「（3）山口県魚介類行商取締条例（昭和26年山口県条例第20号）に基づく営業者及び関連施設」については、食品衛生法の改正（令和3年6月施行）に伴い、対象となる施設がなくなったため、項目を削除しています。</p>

3	<p><b>【第3 監視指導の実施体制等】</b></p> <p>「5 その他の部局等との連携体制」に「(3) 食の安心・安全相談窓口を設置する消費生活センターと連携を図ります。」とある。</p> <p>県内すべての市に消費生活センターはあると思うが、『食の安心・安全相談窓口を設置する』とわざわざ記載しているのは、県内すべての消費生活センターではないということか。記載がわかりにくい。</p>	<p>県は、食に対する消費者の不安と不信を解消するため、総合的な相談窓口（食の安心・安全相談窓口）を県消費生活センターに設置しています。</p> <p>御意見を踏まえ、「(3) 食の安心・安全相談窓口を設置する県消費生活センターと連携を図ります。」と記載を改めました。</p>
4	<p><b>【第4 監視指導の実施】</b></p> <p>令和3年度（2021年度）計画と比較したところ、「1 監視指導を実施すべき事項」の「(2) 共通監視事項 ア」の「食品衛生法施行細則に基づく営業開始届出施設、山口県魚介類行商取締条例に基づく」という記述が削除されています。</p> <p>変更箇所・変更理由を「計画（案）」に明示願います。</p> <p>変更箇所・変更理由明示の上で再度意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>食品衛生法の改正（令和3年6月施行）に伴い、当該細則及び条例に基づく施設がなくなったため、記述を削除しています。</p>
5	<p><b>【第4 監視指導の実施】</b></p> <p>新型感染症による持ち帰り/テイクアウト業者急増に対する指導/感染症・食中毒予防強化期間の設定が必要と感じます。</p>	<p>本計画では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い増加した飲食店による持ち帰り等のサービスや食中毒予防対策について、重点監視事項に設定し、年間を通して監視指導を強化することとしています。</p>

6	<p><b>【第4 監視指導の実施】</b></p> <p>ふぐについては、「3 一斉監視指導等の実施に関する事項」の「フグを取り扱う施設」についての記述のみで「免許」についての記述がありませんが、「フグを取り扱う施設」＝「ふぐ取り扱い免許保持者勤務施設」と認識しております。</p> <p>ふぐに関する免許は都道府県ごとの取り扱い、この状況を見直す動きがある、と聞いております。</p> <p>法改正に対しては県として適正に意見を明示願います。</p>	<p>法改正に伴い、ふぐを処理する営業者には、この処理に関する知識・技術を有すると都道府県知事等が認める者にふぐの処理をさせすることが義務付けられ、また、国の示す認定基準により知事等が認めた者を相互に受け入れるよう通知がされました。</p> <p>このため、他の都道府県知事等がふぐの処理に必要な知識・技術を有すると認めた者も受け入れができるよう、条例を改正しました。</p>
7	<p><b>【第4 監視指導の実施、第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】</b></p> <p>「野生鳥獣肉」の記述がありますが、今後野生鳥獣肉の取り扱いが拡大する可能性があります。</p> <p>食品衛生監視指導の適切な施策の実施を宜しく御願い致します。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>今後とも関係者へのガイドラインの普及・定着と適切な食品衛生監視指導に努めてまいります。</p>
8	<p><b>【第5 食品等の収去検査等】</b></p> <p>「2 保健所で実施する検査」の「(3) 食品中のアレルゲン検査（簡易検査キットによる検査）」について、特定原材料7品目中5品目の調査となっております。えび及びかにの検査をなぜ行わないのか、「計画（案）」に明示が必要と考えます。</p> <p>上記内容追記の「計画（案）」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>食品等の検査については、保健所又は環境保健センターで実施することとしており、「えび及びかに」については、環境保健センターで行うこととしています。</p>

9	<p><b>【第5 食品等の収去検査等】</b></p> <p>「3 環境保健センターで実施する検査」の「（1）畜水産食品中の残留有害物質モニタリング検査」について、「畜水産食品中の抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用薬の残留実態検査を実施します。」との記述があります。実態検査対象の拡大拡充を宜しく御願い致します。</p> <p>&lt;例（あくまで例）&gt;</p> <p>水産食品（調理加工前）内のマイクロプラスチック</p>	<p>御意見につきましては、今後の計画策定の際の参考とさせていただきます。</p>
10	<p><b>【第5 食品等の収去検査等】</b></p> <p>「3 環境保健センターで実施する検査」の（4）食品中のアレルゲン検査について、対象は「表示の義務があるもの特定原材料7品目」となっておりますが、「表示が推奨されているもの特定原材料に準ずるもの20品目」も本来検査を実施すべきと考えます。</p> <p>上記「20品目」の検査をしないならば、その理由を「計画（案）」に明示すべきと考えます。</p> <p>上記内容追記の上で、再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>アレルゲンの検査については、国から公定法（検査方法）が示されている「小麦、卵、乳、そば、落花生、えび及びかに」の7品目を対象に行うこととしています。</p> <p>また、この検査は、適正表示がなされているかどうかを、食品検査の面からチェックしていくものですので、義務表示品目を対象とすることに意味があると考えています。</p>
11	<p><b>【第9 食品表示の適正化】</b></p> <p>「1 表示に係る監視指導の強化」に「県民（消費者）の食品表示に関する正しい知識の習得と理解の促進を図ります。」とあるが、具体的に何をするのか、もう少し踏み込んで記載していただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、「食の安心・安全メールによる情報発信などを通じて」という記述を追記しました。</p>

12	<p><b>【第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】</b></p> <p>「食の安心モニター」の記述があります。県ホームページに「「山口県食の安心モニター」の募集について」の掲載がありました、「所定の応募申込書に必要事項を記入の上、お住まいの市又は町の消費者行政担当課にお申し込みください。」との事でした。</p> <p>県のモニター募集であるなら、県主導で実施すべきと考えます。</p>	<p>食の安心モニター制度への御意見ありがとうございました。</p> <p>今後とも同制度の活用を通じて、県民の食の安心・安全の確保に努めてまいります。</p>
13	<p><b>【第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】</b></p> <p>「食の安全モニター」の募集方法が「持参もしくは郵送」に限っているのはなぜなのでしょうか。</p> <p>意見募集への回答にも明示が必要ですが、計画（案）内にも明示が必要と考えます。</p> <p>上記内容を追記した「計画（案）」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p> <p>県民の意見募集もメールも可能な中、「持参もしくは郵送」での募集は不適切と感じます。</p>	
14	<p><b>【第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】</b></p> <p>「食の安心モニター」だけでなく、広く県民から「食の安心」に関する意見通報を受け入れる様な施策の実施を宜しく御願い致します。</p> <p>(昨年度も同様の意見を当意見募集にお送りしましたが、特に修正なく本年度も「食の安全モニター」募集が実施されております。)</p>	<p>県民の皆様や事業所からの「食の安心・安全」に関する相談や通報をお受けする「食の安心ダイヤル（083-933-3000）」や「食の安心相談室」（県庁内）、食の安心相談員（保健所）を設置しています。</p>
15	<p><b>【第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】</b></p> <p>前述「モニター募集」の件を含め、県と市町、あるいは関係組織団体との連携を密にされます様宜しく御願い致します。</p>	<p>食の安心モニター制度への御意見ありがとうございました。</p> <p>今後とも同制度の活用を通じて、県民の食の安心・安全の確保に努めてまいります。</p>

16	<p><b>【P13 別表1】</b></p> <p>令和3年度（2021年度）計画と比較したところ、「食品群：食肉、食鳥肉及び食肉製品」の記述が変更している。</p> <p>変更箇所・変更理由を「計画（案）」に明示願います。</p> <p>変更箇所・変更理由明示の上で再度意見募集を実施すべきと考えます。</p> <p>(変更内容)</p> <p>「複合型そうざい製造業」、「複合型冷凍食品製造業」を追加</p>	<p>対象食品群を取り扱う施設として、食品衛生法の改正（令和3年6月施行）により新たな業種として新設された「複合型そうざい製造業」及び「複合型冷凍食品製造業」を追記しています。</p>
17	<p><b>【P14 別表1】</b></p> <p>令和3年度（2021年度）計画と比較したところ、「食品群：水産食品」の記述が変更している。</p> <p>変更箇所・変更理由を「計画（案）」に明示願います。</p> <p>変更箇所・変更理由明示の上で再度意見募集を実施すべきと考えます。</p> <p>(変更内容)</p> <p>「複合型そうざい製造業」、「複合型冷凍食品製造業」を追加</p>	
18	<p><b>【P19 別表4】</b></p> <p>令和3年度（2021年度）計画と比較したところ、「食品中のアレルゲンえび、かにの検査」の予定検体数が10から5に変更している。</p> <p>変更箇所・変更理由を「計画（案）」に明示願います。</p> <p>変更箇所・変更理由明示の上で再度意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>適正表示が浸透しており、当該検査が必要とされる検体が減少していることから、予定検体数を変更しています。</p>

19	<p>当該指導計画は毎年作成・実施されているものとなっております。</p> <p>そうであれば、次年度指導計画（案）には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去数年の指導・検査等実績</li> <li>・過去数年の関係会議開催状況</li> <li>・前年度の指導計画との相違点とその理由、昨年度と同じならば同じとした理由を「計画（案）」に明示が必要と考えます。</li> </ul> <p>上記内容明示の「計画（案）」で意見募集を実施すべきと考えます。</p> <p>上記内容明示の「計画（案）」作成、再度意見募集を実施すべきと考えます。</p> <p>そうしないならば、理由を「計画（案）」に明示願います。</p>	<p>過去の指導・検査の実績等については、監視指導計画の実施状況として県ホームページに掲載しています。</p> <p>意見募集に関する御意見については、今後のパブリック・コメント実施の際の参考とさせていただきます。</p>
20	<p>当「指導計画（案）」に沿って具体的行動内容が決定されると認識しております。効果的・具体的・適切な対応と結果の公表を宜しく御願い致します。</p>	<p>食品等事業者に対する監視指導については、本計画に基づき、重点的、効率的かつ効果的に実施します。結果については、翌年度の6月末までに公表することとしています。</p>
21	<p>「令和3年度計画（案）」の意見募集で指摘した内容が、「令和4年度計画（案）」に殆ど反映されていないと感じます。</p> <p>意見募集後の「主権者である県民の意見」の取り扱い状況を、「意見募集への回答」としてではなく当「計画（案）」に明示すべきと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後のパブリック・コメント実施の際の参考とさせていただきます。</p>

【表記の方法等に関するもの】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	年代表記が元号のみと思われます。分かれりやすくするため西暦への統一または双方併記への統一を宜しく御願い致します。	出典元の表記をそのまま使用した箇所を除き、和暦・西暦を併記する表記方法としています。
2	語句に「*」印を付けての巻末用語解説の掲載は有難いです。 ・目次他に「*」の意味の掲載 ・「*」印の再確認 ・解説実施語句の再確認の実施を宜しく御願い致します。	目次及び本文の1ページ目に「*」の意味を記載しています。 なお、御意見を踏まえ、「*」印及び用語解説について再確認を実施しました。

【パブリック・コメント等に関するもの】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>当案件、本文は11頁ほど+別図+別表+用語解説ではありますが、意見作成の為には本来過去の指導計画や関係法令・条例・細則・ガイドライン・別途公開されている過去実績等々も確認するべきと考えます。又、前述の通り記述に多数の不備不足があると感じます。</p> <p>その様な意見募集を、通常と同様の1ヶ月の期間設定は短いと感じます。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。（県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。）</p> <p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>「県民=主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。</p> <p>（「県の条例に則って（1ヶ月）実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。）</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、計画作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>

	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願い致します)。</p> <p>(県広報誌(2月発行)にはパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。</p> <p>意見募集期間に新聞に掲載された「山口県からのお知らせ(山口県公報)」の広告/公報(下4段程度広告/公報)にも、パブリックコメント/県民意見募集実施に関する記事は、具体的な件についても、一般的な内容についても無かったと記憶しております。)</p> <p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願います。</p> <p>(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つ、とする方が明らかに県民の目に留まると思われます。</p> <p>「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「適切に広報を実施した」とは言えないと感じます。)</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(2月28日の山口新聞及び中国新聞、3月2日の宇部日報)により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
2		

3	<p>前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。</p> <p>(意見募集結果(人数・件数)の明示ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を御明示願います。)</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(2月28日の山口新聞及び中国新聞、3月2日の宇部日報)により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
4	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。(案作成時に実施済とは思いますが一応。)</p>	<p>本計画の策定に当たっては、有識者や関係団体、県民から公募した委員等で構成する「山口県食の安心・安全審議会」の御意見をお聞きしています。</p>
5	<p>パブリックコメント/意見募集の資料の年代表記は西暦のみあるいは西暦元号併記とされます様宜しく御願い致します。</p>	<p>いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>「用語解説」の掲載を、県パブリックコメント/意見募集案件資料の必須項目とされます様宜しく御願い致します。</p>	